

各介護サービス事業所・施設管理者 様
(居宅サービス、介護療養型医療施設)

東京都福祉保健局
高齢社会対策部長 山口 真吾

緊急事態宣言を踏まえた対応について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京、大阪、兵庫、京都の4都府県の緊急事態宣言について、5月11日の期限を同月31日まで延長することが決定されました。これを受けて、都内の介護サービス事業所・施設におかれましては、下記のとおり対応いただくとともに、引き続き感染症対策の徹底をお願いします。

記

1 業務継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、適切な感染防止対策を前提として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いします。

2 感染対策の徹底について

厚生労働省作成の「介護現場における感染対策の手引き（令和3年3月作成）」及び「介護職員のための感染対策マニュアル（通所系）（訪問系）」等に基づき、引き続き感染対策の徹底をお願いします。その他、e-ラーニング用教材や事例集の活用により職員への周知等、感染対策の徹底をお願いします（別添「高齢者施設における感染対策の更なる推進について」（令和3年3月9日付厚生労働省事務連絡・介護保険最新情報 vol.929）参照）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0310092812625/ksvol.929.pdf>

【 基本的対処方針における高齢者施設等で行うべき対策 】

- ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
- ▶ 症状がなくても患者や利用者や接する際にはマスクを着用する、
- ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
- ▶ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
- ▶ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
- ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、
- ▶ 感染多数地域における従事者等に対する定期的検査を実施する、

3 感染拡大防止に向けた取組（PCR検査について）

(1) 高齢者施設等への集中的検査の実施（施設系が対象）

高齢者施設の職員等を対象に、4月から6月までの期間、週1回を目安とする集中的・定期的な検査を実施することとし、各高齢者施設へPCR検査キットを送付しています。

（地域密着型施設）

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/perkit.html

(2) 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業

都内の自治体が地域の実情に応じて集中的に実施する、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた区市町村の取組（集中的なPCR検査実施、保健所の運営体制強化、独自に実施する感染拡大防止対策など）を支援いたします。

(3) 高齢者施設・介護サービス従事者への無料PCR検査事業（日本財団）

居宅サービス事業者につきましては、日本財団の「高齢者施設・介護サービス従事者への無料PCR検査事業」を活用することが可能となっております。

<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/2020corona/pcr-center>

(4) 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

新型コロナウイルス感染症に伴う通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用に対する補助事業は、現在準備中でありますので、決定次第、お知らせします。

4 御留意いただく事項

(1) 感染者の発生により休業する場合は、居宅介護支援事業所等と連携するなど、利用者に必要なサービスが提供されるよう、適切な代替サービスの提供を確保してください。また、東京都の担当まで休業報告をお願いします。

(2) 国通知などの新型コロナウイルス感染症関連情報については、福祉保健局ホームページ「東京都介護サービス情報」にて適宜御確認をお願いします。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/

（担当）

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 介護事業者担当 電話 03-5320-4274